

番 号 : 151200

国 名 : ニカラグア

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名 : 地方自治行政能力強化プロジェクト (開発計画策定手法/研修プログラム策定)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 開発計画策定手法/研修プログラム策定

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2016年4月上旬から2017年2月上旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.65M/M、現地 4.50M/M、合計 5.15M/M

(3) 業務日数 :	準備期間	第1次現地派遣	国内作業	第2次現地派遣	国内作業
	3	60	3	60	3

第3次現地派遣	整理期間
15	4

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 2月17日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	開発計画策定手法/研修プログラム策定に係る各種業務
対象国/類似地域	ニカラグア/中南米
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグアの地方自治は、1987年憲法の第48条および1988年の地方自治体法(法律40号)により自治体の機能と参政権等が定められ、1990年の内戦終結後、1995年の地方自治体首長選挙制度の導入、1997年の地方開発審議会制度の開始、2001年の地方自治体予算規則法の施行(地方自治体歳入による区分と、住民組織等への事業及び予算に関する相談の義務化)、2003年の地方自治体交付金法(法律466号)制定(国家予算の1割を自治体に交付する決定を含む)など、地方自治の制度が整備されてきた。

2012年に地方自治体法(法律40号)を改正し、貧困層に裨益する地方行政及び経済成長に資する、「地方自治体開発計画制度(SPMDH)の推進」、「住民の行政への直接参加」が規定された。また、地方自治体政策の推進を担う政府機関「地方自治振興庁(INIFOM)」は、コミュニティ住民開発審議会/市住民開発審議会を通じて形成された地方自治体の事業の実施に係る技術支援とともに、事業実施のモニタリングと促進を担っている。

しかし、地方自治体には、事業の形成・計画作成・実施・モニタリング等に活用することができる既存のマニュアル類が限られており、実務経験を有した人材も少なく、円滑な事業に課題を有している。こうした状況において、ニカラグア政府はニカラグアの実情に適した地方自治体の中長期開発計画作成プロセスを全国に定着させるために必要なプロセスの確立とINIFOMの能力強化を目的とする技術協力プロジェクトをわが国に要請した。

当機構は2015年1月から2017年1月までの2年間の予定で、INIFOMをカウンターパート(C/P)機関として、技術協力プロジェクト「地方自治行政能力強化プロジェクト」(本プロジェクト)を実施しており、現在長期専門家1名が派遣中である他、2016年2月からは短期専門家1名の派遣も予定されている。

プロジェクトの進捗状況としては、市中期開発計画の方針、構成・階層、策定・運用の主体・参加アクター、また策定プロセスの大枠などを取り纏めた「市中期開発計画策定のための実務上の方法論をまとめたガイドライン(案)(ver.0)」の作成を経て、パイロット市(1年目3市:マサヤ市、ヒノテガ市、ディリアンバ市)の計画策定を通じたガイドライン案の試行・検証活動、および活動結果に沿った改訂作業が並行して実施されている。2016年1月現在、パイロット市(1年目3市)における活動は、計画策定に必要な情報収集及び分析活動が完了している。今後、収集した情報・分析結果の市中期開発計画への落とし込みにあたっては、計画内容に対する自治体と中央政府・関係セクター省庁間での調整及び合意形成がより一層肝要となってくる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、C/P(INIFOM中央・支局)及びパイロット市(1年目3市、2年目4市程度:INIFOMとプロジェクトが共同で3月中に決定)に対し、市開発計画策定に係る問題分析や優先課題の分析を行うためのPCM手法の活用方法やファシリテーション能力等(以下、計画策定手法等)の紹介・指導を行う。また、同計画策定手法のINIFOM(中央・地方)のC/Pおよびプロジェクト後に展開される予定の全国153の市中期開発計画策定対象市職員への定着を図る研修プログラムの作成、並びに実施指導の支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2016年4月上旬)

ア 本プロジェクト、並びに中米・カリブ地域における類似案件に関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

イ 現地派遣に係る業務計画書(和文・西文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2016年4月上旬~6月上旬)

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAニカラグア事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務計

画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ プロジェクト専門家及びC/Pともに、1年目のパイロット市3市（マサヤ市、ヒノテガ市、ディリアンバ市）における市中中期開発計画策定活動の進捗と結果を確認し、同開発計画の策定に必要な且つ最適な手法（PCM手法やSWOT分析など）を特定し、C/P並びにパイロット市職員への紹介・指導を行う。

ウ イの成果に基づき、プロジェクト専門家及びC/Pと協議の上、C/P及びパイロット市（1年目3市及び2年目4市程度）職員を対象とした、上記計画策定手法に関する研修プログラムや必要なツールの作成を、C/Pを指導しながら行う。

エ ウで作成した計画策定手法研修プログラムに沿って、C/P職員に対するワークショップ・研修（ToT）を実施する。

オ プロジェクト専門家及びC/Pと協議の上、第1次現地派遣期間終了後にプロジェクト及びC/P等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。

カ 第1次現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（和文、西文）として取りまとめ、C/P及びJICAニカラグア事務所に報告、提出する。

（3） 国内作業期間（2016年6月上旬および8月下旬）

ア 現地業務結果報告書に基づき、派遣期間中の活動の実績及び進捗につき、JICA産業開発・公共政策部に報告する。

イ 次期現地派遣期間の業務計画を見直し、変更点を明確にした業務実施計画書（和文、西文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、説明を行う。

（4） 第2次現地派遣期間（2016年9月上旬～11月上旬）

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAニカラグア事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務実施計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ 第1次派遣期間終了後に実施された活動結果の分析、並びにパイロット市（2年目4市程度）に対するC/Pの研修実施を現場指導し、結果を踏まえた既存プログラムやツールの改訂・強化を行う。

ウ 改訂したプログラムに沿ってC/Pによるパイロット市（2年目4市程度）に対する研修実施を指導するとともに、C/Pのファシリテーター能力の評価を行う。

エ C/Pやプロジェクト専門家と協議の上、現地派遣期間終了後にC/P及びプロジェクトがフォローすべき事項や活動内容について確認する。特に、プロジェクト終了後の市中中期開発計画策定対象市全市に対する研修プログラムの実施を見据えて、C/P機関による実施体制の見直し・強化案を提案する。

オ 第2次現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（和文、西文）として取りまとめ、C/P及びJICAニカラグア事務所に報告、提出する。

（5） 国内作業期間（2016年11月上旬および12月下旬）

ア 現地業務結果報告書に基づき、派遣期間中の活動の実績及び進捗につき、JICA産業開発・公共政策部に報告する。

イ 次期現地派遣期間の業務計画を見直し、変更点を明確にした業務実施計画書（和文、西文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、説明を行う。

（6） 第3次現地派遣期間（2017年1月上旬～中旬）

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAニカラグア事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務実施計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ 第2次派遣期間終了後に実施された活動結果の確認・分析し、C/Pの計画策定手法研修プログラムの取り纏めに関しての助言を行う。

ウ C/P、プロジェクト専門家及びJICAニカラグア事務所と協議し、以上の活動成果及びプロジェクト終了後に必要となる活動（後続案件に関する提言を含む）を現地業務結果報告書（和文、西文）

として取りまとめ、C/P及びJICAニカラグア事務所に報告、提出する。

(7) 帰国後整理期間 (2017年1月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)のJICAニカラグア事務所及びJICA産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)とする。

(1) 業務計画書(全体及び第1次～第3次派遣にかかるもの)

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所)

西文2部 (C/P機関、JICAニカラグア事務所)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(第1次～第3次派遣終了時)

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所)

西文2部 (C/P機関、JICAニカラグア事務所)

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所)

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

④ 今後残された課題

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、成田⇒アトランタ/ヒューストン⇒マナグア間を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程(予定)

現地派遣日程は、以下を予定しています。ただし、現地の状況により変更する可能性があります。

第1次現地派遣：2016年4月4日～6月2日

第2次現地派遣：2016年9月4日～11月2日

第3次現地派遣：2017年1月6日～1月20日

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・自治体中期開発計画策定支援/業務調整（長期派遣専門家）
- ・地方行財政（短期専門家）※2016年2月より派遣予定

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
地方自治振興庁（INIFOM）内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（TEL:03-5226-6932）にて配布します。

- ・プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）
- ・活動実施計画（PO）及び年間活動計画（POA）
- ・プロジェクト実施体制図（英・西）
- ・プロジェクト活動報告
- ・その他の関係資料

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト基本情報
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/878E5379F747AC6049257D5F0079DDF0?OpenDocument&pv=VW02040104>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上